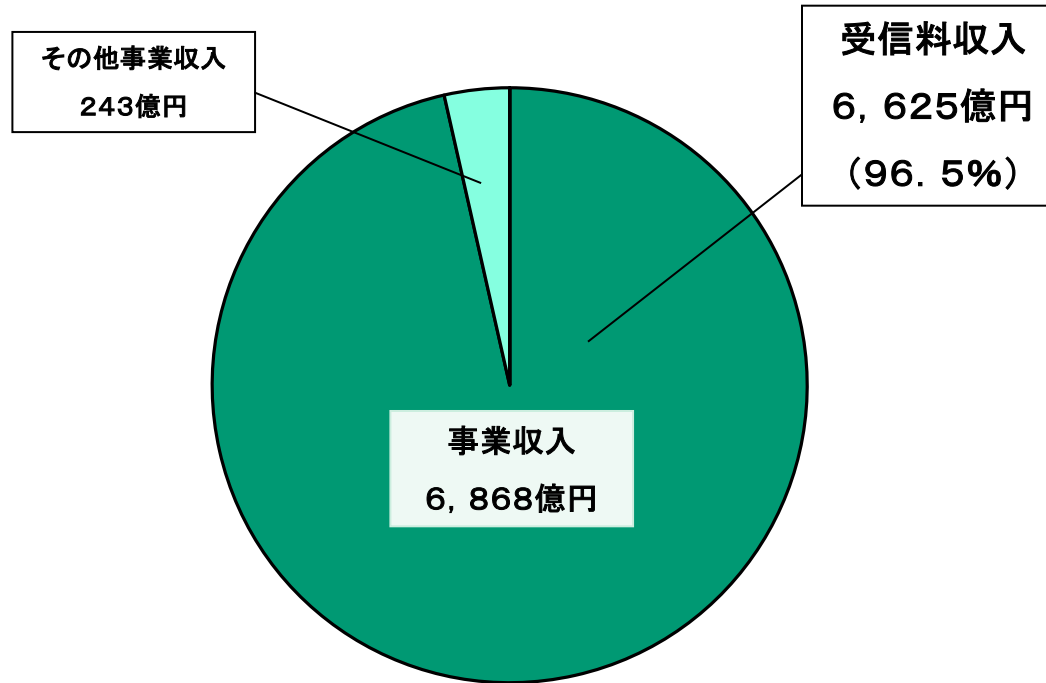


◆受信料収入

○事業収入の内訳(平成27年度決算)



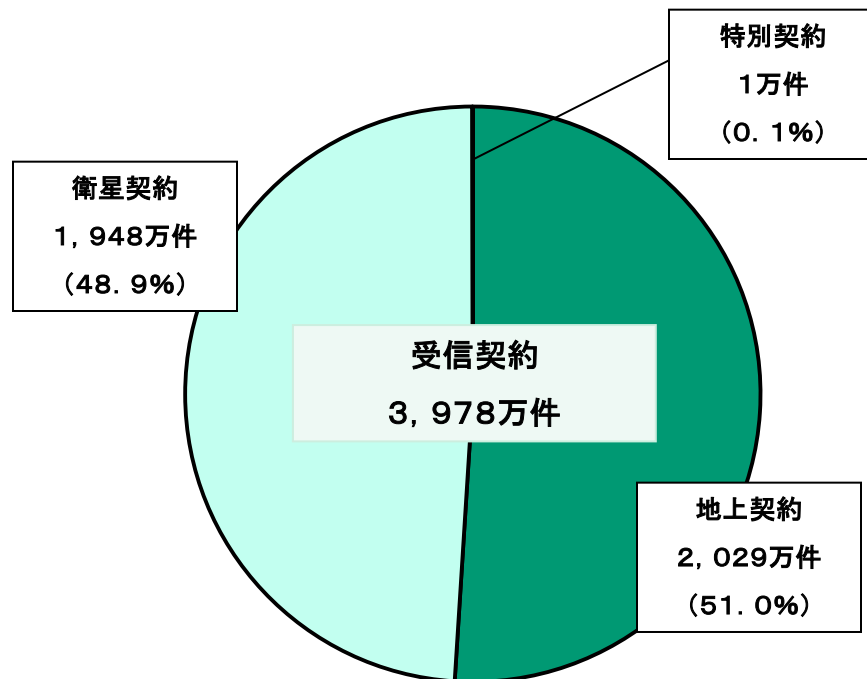
○ 受信料収入は6,625億円で、NHKの事業収入の96.5%が受信料収入です。

【受信料制度の意義】

- ・受信料制度は公共放送NHKの自主性・自立性を財源面から保障する制度です。
- ・税金でも広告収入でもない受信料を財政基盤とすることで、NHKの事業運営の自主性・自立性が保障されます。これにより、特定の利益や視聴率に左右されることなく、多様で良質な番組づくりができるのです。
- ・広告収入を主とする民放等との「併存体制」により、視聴者の多様なニーズに応える放送体制となっています。

◆受信契約種別の割合

○契約種別の割合(平成27年度末)



【契約種別】

地上契約

地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビを設置した方は、地上契約の締結が必要となります。

衛星契約

衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビを設置した方は、衛星契約の締結が必要となります。

特別契約

難視聴地域または営業用の移動体で、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビを設置した方は、特別契約の締結が必要となります。

◆受信料の支払区分別・支払方法別の比率

【支払区分】

口座振替

金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行う支払い

クレジットカード等 継続払

クレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払い

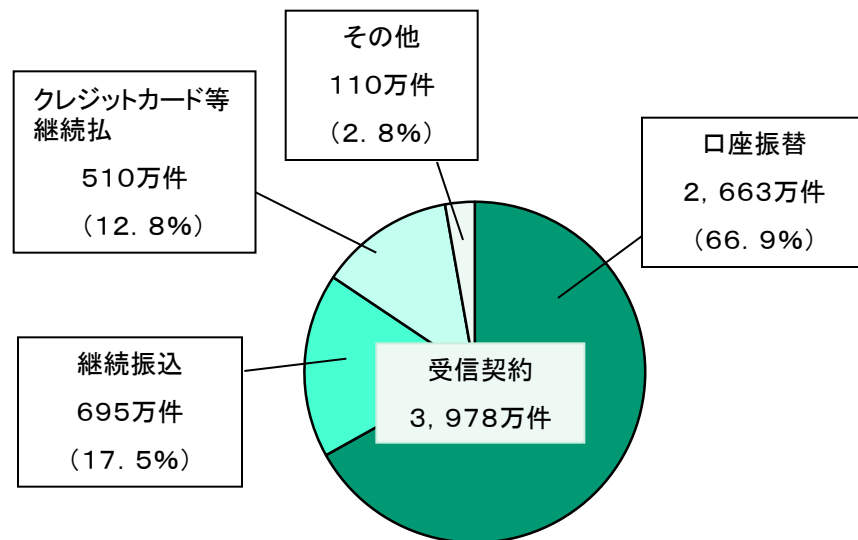
継続振込

金融機関や郵便局等においてNHKの指定する支払期日までに継続して払い込むことによって行う支払い

* 平成18年6月よりクレジットカード継続払による支払が開始されました。

* 訪問集金は平成20年10月に廃止しました。

＜支払区分別の比率(平成27年度末)＞



【支払方法】

2か月(每期)払

各期ごとにお支払いいただく方法

6か月前払

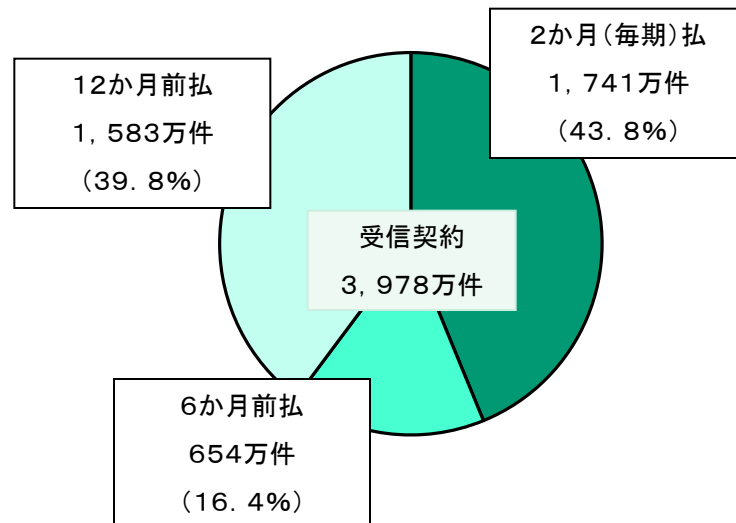
6か月分をまとめて前払いしていただく方法
※2か月払いと比べて約5%の割引

12か月前払

12か月分をまとめて前払いしていただく方法
※2か月払いと比べて約7.5%の割引

前払

＜支払方法別の比率(平成27年度末)＞



◆契約率・支払率（27年度末）

【世帯】 世帯における契約率・支払率については、「国勢調査」（総務省）など公的調査等をもとに算定した受信契約対象世帯数と、世帯契約数（実績）から推計しています。

区分	件数
①総世帯数	5,387万件
②免除対象世帯・契約対象外世帯数	495万件
③免除対象世帯等を除く世帯数	4,892万件
④受信契約対象世帯数	4,652万件
⑤世帯契約数（全額免除除く）	3,671万件
⑥世帯支払数	3,564万件

世帯契約率（⑤／④）：79%

世帯支払率（⑥／④）：77%

＜世帯の受信契約対象数の算定方法＞

①総世帯数

「国勢調査」、「日本の世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）」等をもとに推計。

②免除対象世帯・契約対象外世帯数

公的扶助受給者など受信料の支払が免除となる世帯等について、「被保護者調査（厚生労働省）」等をもとに推計。

③免除対象世帯等を除く世帯数

総世帯数から免除対象世帯・契約対象外世帯数を差し引く。（①－②）

④受信契約対象世帯数

免除対象世帯等を除く世帯数に、「受信契約状況実態調査（NHK）」をもとにしたテレビ所有率を乗算し、テレビ故障等を差し引く。

【事業所】 事業所における契約率・支払率については、「経済センサス」（総務省）など公的調査等をもとに算定した受信契約対象数と、事業所契約数（実績）から推計しています。

区分	件数
①総事業所数	545万件
②免除対象事業所・世帯扱い事業所数	224万件
③免除対象事業所等を除く事業所数	321万件
④受信契約対象数	373万件
⑤事業所契約数（全額免除除く）	307万件
⑥事業所支払数	304万件

事業所契約率（⑤／④）：82%

事業所支払率（⑥／④）：82%

＜事業所の受信契約対象数の算定方法＞

①総事業所数

「経済センサス」から全国の事業所数を推計。

②免除対象事業所・世帯扱い事業所数

受信料の支払が免除となる施設や、住居に店舗が併設され世帯契約扱いとなる契約対象外事業所等を「経済センサス」等をもとに推計。

③免除対象事業所等を除く事業所数

総事業所数から免除契約対象等の事業所数を差し引く。（①－②）

④受信契約対象数

免除対象事業所等を除く事業所数に、「受信契約状況実態調査（NHK）」をもとに算出したテレビ設置比率と平均設置室数を乗算する。

【世帯＋事業所】

契約率 79% ・ 支払率 77%

＜支払率の算定方法＞

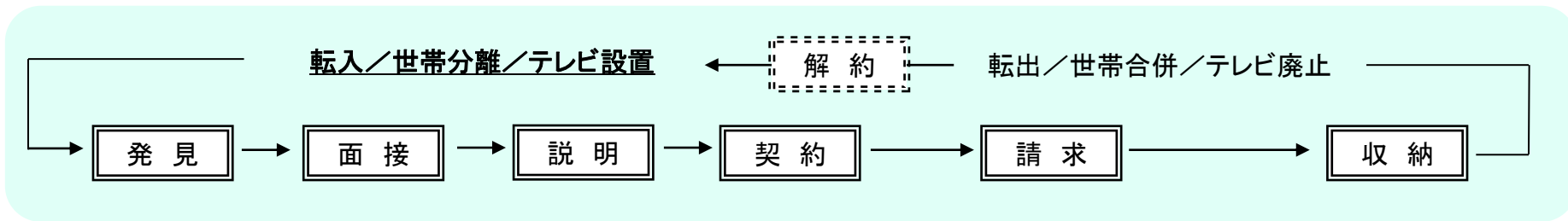
（世帯契約数 + 事業所契約数）－未収数

受信契約対象世帯数 + 受信契約対象数（事業所）

◆受信料の契約収納活動について

契約収納活動(営業活動)とは、お客様と面接し、受信料制度への理解をいただいた上で、契約し受信料をお支払いいただくまでの一連の活動です。

面接困難等により未契約や未収となっている場合でも、繰り返し訪問・文書・電話等による理解促進活動を行い、公平負担の徹底(契約率や支払率の向上)に努めています。



点検活動
 契約のない世帯を1軒1軒訪問して、テレビ設置/転居の有無を確認
 衛星放送については、受信確認メッセージによるお申し出やパラボラアンテナ等の設置から確認して訪問

受信料制度への理解を求める

受信契約書住所変更届を受領

口座振替
 クレジットカード
 継続払
 継続振込

口座解約等
 文書・電話等によるお支払いの督促

訪問活動によるお支払いの督促

受信料を収納

支払督促の申立て

未収

民事手続きについて

受信料制度の意義を誠心誠意、丁寧に説明し、繰り返しお支払いをお願いする努力を重ねてもなお、お支払いいただけない場合の最後の方法として、民事手続きによる支払督促の申立てを実施しています。

また、未契約の世帯や事業所に対しても、同様の努力を重ね、それでもなお、ご契約をいただけない場合の最後の方法として、受信契約の締結や受信料の支払を求める民事訴訟を実施しています。